

第 2 次あま市地域福祉計画・
第 2 次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画

計画素案

平成 30 年 10 月

【目次】

【第1部】第2次あま市地域福祉計画	1
序章 ～第1次計画の進捗状況～	1
1. 第1次あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画概要	1
2. 第1次あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画成果	1
第1章 第2次計画の策定背景	2
1. あま市の現状 ～アンケート及び地域懇談会からみえる課題～	2
2. あま市地域福祉計画策定の意義	7
第2章 第2次計画の概要	8
1. 計画の性格	8
2. 基本理念	12
3. 基本方針	13
4. 目標	14
5. 計画推進の担い手	15
第3章 第2次計画の内容	16
1. あま市基本計画	16
【第2部】第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画	23
第1章 計画策定にあたって	23
1. 社会福祉協議会の概要	23
2. 地域福祉活動計画策定について	23
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方	24
4. 計画の位置づけ	24
5. 計画の期間	25
6. 計画の策定体制	25
第2章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念	26
2. 基本方針	26
3. 基本目標	28
【第3部】成年後見制度における市計画	29
資料編	29
○計画の策定体制	29
○用語説明	30

■第1部 第2次あま市地域福祉計画■

序章 ～第1次計画の進捗状況～

1. 第1次あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画概要

本市においては、平成26年3月に、平成26年度から平成30年度の5年を期間とする「あま市地域福祉計画」及び「あま市地域福祉活動計画」を策定しました。

2. 第1次あま市地域福祉計画・あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画成果

市地域福祉計画に係る施策を推進するにあたって、社会福祉課では、高齢福祉課、子育て支援課等地域福祉に関わる部署との横のつながりを強化し、包括的な体制のづくりを進めてきました。

生活困窮者への支援については「生活困窮者自立支援法（平成27年4月）」施行に伴い、生活に困っている方の早期支援と自立促進を図るため、自立支援に関する相談や就労の支援、支援計画の決定及び制度間の調整を行ってきました。

社会福祉協議会（以下社協という。）では、市の地域福祉の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、日頃の市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

第1章 第2次計画の策定背景

1. あま市の現状 ～アンケート及び地域懇談会からみえる課題～

(1) 地域コミュニティの課題

《市民アンケートからの声》

- ・近所付き合いは、年齢が下がるにつれて、顔を合わせれば挨拶する程度の人が多い。
- ・地域活動でいずれの活動にも参加していない人も約3割いる。

《団体アンケート・ヒアリングからの声》

- ・町内会への加入が任意のため、加入者が減り続けている。
- ・町内会という自治組織で福祉行政にどの程度関与すべきかわからない。
- ・地区の安心・安全、防犯防災、交通安全、環境保全が課題である。
- ・誰かの協力がなければ孤独死につながりかねない。

《地域懇談会からの声》

- ・町内会への入会が少ない
- ・どんな会でも役員を引き受ける人がいない
- ・町内の行事への参加が少ない
- ・個人情報の問題があり、自治会・老人会・民生委員が情報共有できない



- 地域コミュニティの課題として、少子・高齢化が進む中、町内会への加入率の低下や、行事への参加が少ないという現状があり、地域福祉の基盤である地域コミュニティ自体が今後機能するののかという問題が大きくなりつつある。
- あま地域の課題としては、この先10年後を見据えた時に、どうしたら地域コミュニティが維持できるかを話し合う機会をつくり、住民自身の理解と今後の対策づくりを今からでも進める必要がある。

(2) 地域の支え合いの課題

≪市民アンケートからの声≫

- ・地域で必要な支援は 60 代以上で「安否確認の声掛け」、30 代では「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」が多い。
- ・将来日常生活が不自由になった時に必要な支援は、買い物など家事の手助け、安否確認、通院の付添いが多い。
- ・老老介護、ひとり暮らしの高齢者の生活支援、子どもの安全安心等が優先的課題である。

≪団体アンケート・ヒアリングからの声≫

- ・高齢者を近隣がどこまで手助けできるか、その手助けを高齢者がスムーズに受け入れるかが課題である。
- ・障がい者も高齢者も気づかえる隣近所の思いやりが必要である。
- ・精神障がいのある人が入院医療から地域生活中心に方向転換しているが、地域で生活できる状況になっていない。

≪地域懇談会からの声≫

- ・3 世代交流等の機会がない。
- ・母子・父子家庭への生活支援が必要である。



- 地域においては、子どもからお年寄り、障がいのある人も地域の見守り、声掛け、ちょっとした手助けなどを求められており、地域の支え合いの中で、どう対処するかが課題となっている。そのため、住民それぞれのニーズが何かをキャッチする言わば「地域のアンテナ」となる地域の見守りや声掛けの仕組みづくりを進める必要がある。
- 老老介護、ひとり暮らし高齢者の増加等高齢化の波はあま市へも大きな影響を及ぼしており、制度上のサービスと地域での支えあいを組み合わせた支援体制づくりを早急に検討する必要がある。
- 日常生活が不自由になった時の将来的なニーズとして、買い物等の家事の手助け、安否確認、通院の付添い等が挙がっており、日常生活の支援体制づくりを進めるにあたって、地域で何ができるかを検討していく必要がある。

(3) ボランティア活動の課題

«市民アンケートからの声»

- ・ボランティア活動の参加は約3割の参加にとどまっている。「仕事や学業が忙しく時間がない」という理由が多い。「参加するきっかけがない」は特に60代でみられる。
- ・ボランティア活動に積極的に参加する上で必要なことは「時間的に負担の少ない活動」が最も多く、特に50代以上が多い。

«団体アンケート・ヒアリングからの声»

- ・ボランティアの勉強会があるが、せっかく参加されても、参加して終わりの事が多い。
- ・地域福祉を担う人づくりのため、社協ボランティアの積極的な支援が課題である。

«地域懇談会からの声»

- ・ボランティア活動の自体が少ない。
- ・ボランティア等の人材活用、コーディネートする人も必要である。



- 地域において支え合いの環境をつくるにあたって、ボランティアの力は欠かせないものであるが、ボランティア登録数、登録団体ともにここ数年伸び悩んでいる。また、市民アンケート結果ではボランティアの参加率は、アンケートでは約3割にとどまっている。そのため、今後もボランティアの必要性を広く周知し、住民の主体的な参加を呼び掛けていく必要がある。
- 団体の意見として、ボランティアの勉強会があっても、勉強会に参加して終わりにすることが多く、その後の活動につながっていないこと、また地域懇談会では、ボランティアの活用のため、コーディネーターのつなぐ支援ができていないという指摘があった。
- 今後のボランティアの養成のため、参加しやすい時間帯かつ気軽に参加できるボランティア講座等の開催が課題となる。また、ボランティア活動の支援充実のため、ボランティアセンターの運営委員会による協議を活性化していく必要がある。

(4) 災害時における活動の課題

«市民アンケートからの声»

- ・災害時の隣近所にしてほしい支援は「安否確認の声掛け」「安全な場所への避難誘導」が共に多い。
- ・行政にしてほしいこととして、「ボランティア活動をしたい人と、お願いしたい人を結びつける仕組み」が最も多く、特に 18～29 歳の若い世代に多い。
- ・災害時に支え合う地域づくりとして、「自主防災組織づくり」が最も多い。

«団体アンケート・ヒアリングからの声»

- ・町内のどこの世帯に高齢者または、障がい者がいるのかわからない。

«地域懇談会からの声»

- ・高齢者、障がい者が災害時にどう避難するかの対策についての情報がほしい
- ・防災訓練に参加したがない。
- ・災害時の救出対策の仕組みやルールを作る。
- ・空家、廃屋が災害時に危険である。



- 災害時の活動については、市民アンケートでは、隣近所に「安否確認や声掛け」や「安全な場所への避難誘導」等の支援をしてほしいという意見が多く、緊急時に支援を受けることができるよう日頃のあいさつなどの重要性を周知する必要がある。
- 町内のどこに支援の必要な高齢者や障がい者がいるのかわからず、支援ができないという“個人情報の壁”の問題がある。
- 災害時に支え合う地域づくりとして、「自主防災組織づくり」を進めた方が良いという意見が多く、防災の取り組みを通して地域づくりを行うことが今後の検討課題となる。

(5) その他福祉施策等の課題

«市民アンケートからの声»

- ・市が特に力を入れて取り組むべき福祉施策は、「高齢者や障がい者等が安心して暮らせる在宅福祉施策」「円滑な移動のための公共交通機関の整備」、「街のバリアフリー化」等が多い。

«団体アンケート・ヒアリングからの声»

- ・古い公共施及び飲食店等のバリアフリー化が進んでいない。
- ・あま市には障がい者の入所施設がない。

«地域懇談会からの声»

- ・子供の居場所づくり（子ども食堂開設等）が必要である。
- ・障がいへの理解を促し、偏見をなくす。
- ・障がい当事者の意見を聞く。
- ・病院や買い物に行く交通手段を増やす。
- ・歩道の整備、公共の場のバリアフリーができていない。
- ・二丁の多い高齢者の外出支援が使えない。



- 市が特に力を入れるべき福祉施策は、高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉施策の充実が最も多く、市内の福祉サービスの充実が課題となる。また、公共交通機関の整備、街のバリアフリー化も地域生活に欠かせない要素である。
- 地域懇談会では、子どもの貧困が社会問題化する中、子どもの居場所づくりとして「子ども食堂」を要望する意見が多く、今後の検討課題である。

2. あま市地域福祉計画策定の意義

このように、あま市の現状における福祉課題は複雑化しており、行政による福祉サービスだけでは対応できません。

そのため、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民が主体となって、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

市では、「地域福祉」を「地域のみんなが安心して暮らせるために、地域のみんなが福祉課題の解決に取り組むこと」と定義し、地域課題への解決力となり得る地域福祉計画を策定し、その充実を図っていきます。

「あま市における「地域福祉」の定義」

地域のみんなが安心して暮らすために、地域のみんなが福祉課題の解決に取り組むこと

第2章 第2次計画の概要

1. 計画の性格

(1) 国の動向

わが国においては、人口減少、少子・高齢化、核家族化等の進行により、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。国の動向としては、少子高齢・人口減少社会をわが国全体の経済・社会の存続の危機と捉え、地域力の強化が課題とされています。地域力の強化にあたっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を直視することが求められています。

こうした考え方の下、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する方向性が打ち出されています。

地域共生社会においては、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の動向としては、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されました。社会福祉法の改正により、「地域住民」を事業者及び社会福祉に関する活動を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体としています。その他、地域福祉の推進に当たり、本人のみならず、本人が属する世帯全体に着目することや、福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、行政などと協働し、課題を解決していく必要がある旨を定めており、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

改正社会福祉法の中で、市町村地域福祉計画は改正前は任意とされていたものが努力義務とされるとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。また、地域福祉計画に盛り込むべき事項は、①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5項目としています。

社会福祉法の一部改正の他、生活困窮者自立支援法の創設や成年後見制度の利用促進等従来の行政サービスでは対応が難しい複合課題に対応できる環境づくりを進めています。

(2) 県の動向

愛知県においては、平成 23 年 6 月に福祉分野と医療分野の連携を含めた健康福祉全体の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン」を策定した後、平成 27 年度に見直し図り、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年を期間とする「あいち健康福祉ビジョン 2020」を策定しました。

愛知県は「あいち健康福祉ビジョン 2020」を地域福祉支援計画（社会福祉法 108 条）と位置付けています。計画の中で地域福祉に関する施策の方向性と主要な取り組みを以下に示します。

○あいち健康福祉ビジョン 2020

V. 健康福祉を支える地域づくり・人づくり～ともに支え合う社会をめざして～

課題	施策の方向性と主要な取組
1.誰もが社会の一員として暮らせる社会づくり	人権意識の高揚/ノーマライゼーションの理念の普及/生活困窮者への自立支援/外国人への対応/安心して暮らせる環境の整備
2.ともに支え合う地域づくり	多様な主体の連携・協働による支え合いの場づくりの推進/災害時要配慮者支援体制の整備
3.地域を支える人材の育成	地域を支える人材の育成・元気な高齢者の地域活動への参加促進/地域の相談支援活動を行う人材の育成

(3) 本計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。また、地域福祉活動の推進のため、市社協地域福祉活動計画との整合を図ることとします。

《根拠法令・計画の性格》

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
策定の根拠法（根拠）	社会福祉法第 107 条	全国社会福祉協議会 「地域福祉活動計画策定指針」
計画の性格	行政の計画	民間が協働して取り組む行動計画
計画の策定主体	地域住民等の参加を得て 行政が策定	地域住民や地域の福祉活動団体及び機関の主体的参加を得て、市町村社会福祉協議会が策定

(4) 計画の位置づけ

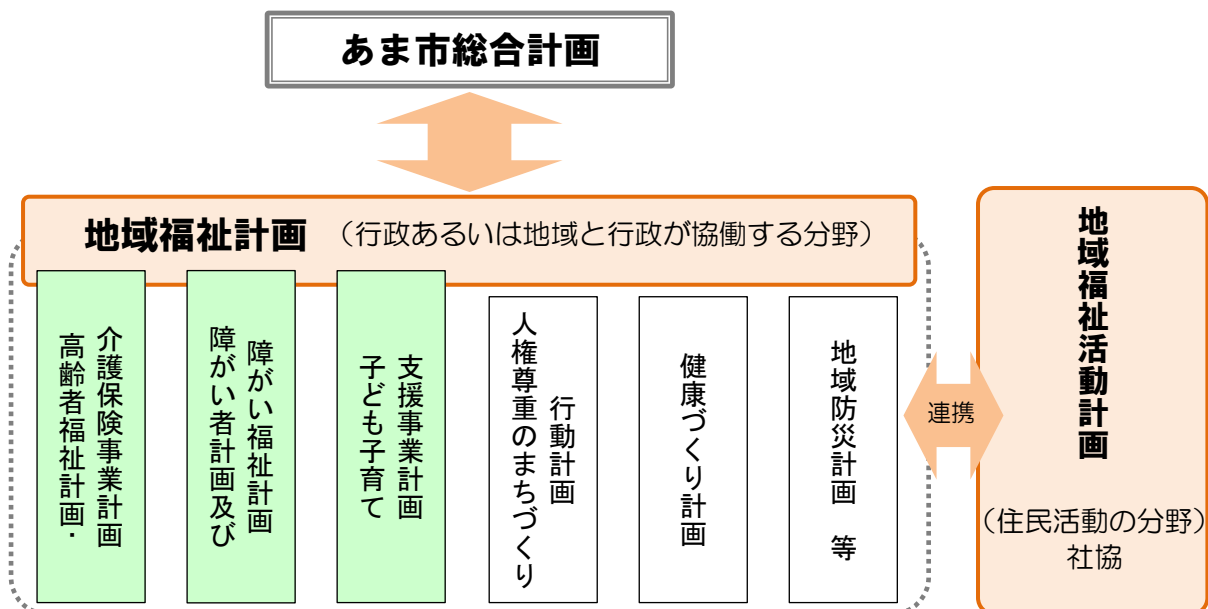
本計画は、市総合計画の下、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもからお年寄り、障がいのある人ない人も、すべての人々を対象として、地域の福祉課題の解決していくための取り組みを示すものとして位置づけます。

また、社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等

の福祉分野計画の上位計画として位置付けられました。

また、市社協が策定する「第2次あま市地域福祉活動計画」と相互に連携した計画とします。

《総合計画及び個別計画との関係》



※国の関連計画：「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

※県の関連計画：「愛知県地域福祉支援計画（あいち健康福祉ビジョン2020）」（平成28年度～）

※関連する法律：「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）

：「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）

（5）計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。また、「市総合計画」との整合を図ります。

《計画期間》

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度

(6) 計画の策定体制

本計画策定にあたって、以下の取り組みを行いました。

- 策定委員会の設置
- 市民アンケート調査
- 団体アンケート及び団体ヒアリング調査
- 地域懇談会の実施
- パブリックコメントの実施

※詳細は、巻末の資料編にて掲載いたしております。

2. 基本理念

市では、わが国の現状と同様に少子・高齢化、核家族化等が進行し、社会環境が大きく変化しつつあります。地域においては、町内会への加入率の減少や役員の高齢化等地域福祉の基盤であるコミュニティの課題も山積しています。

市のアンケート調査や団体ヒアリング調査では、地域住民が優先的に取り組んでいく課題として、「老老介護」、「ひとり暮らし高齢者の生活支援」、「子どもの安全・安心の確保」、「高齢者の見守り体制の確保」、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」と続いています。上位には高齢者に係る課題が挙がっていましたが、少数の意見にはなりますが「ひきこもり」「いじめ」「虐待」等顕在化しにくい問題も指摘されています。

こうした様々な課題は、地域の課題であると同時に住民自身にも関係がある「我が事」として地域のすべての人が支えあう地域づくりが重要となっています。また、市についても、縦割りの支援ではなく包括的な連携による「丸ごと」の支援が求められています。

この「我が事」「丸ごと」の考え方を、住民・福祉関係者・団体・行政等が共有し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現していく必要があります。

本市では、この「地域共生社会」の実現の理念を踏まえた上で、地域福祉の基盤となるコミュニティづくりに主眼を置いた「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」を本計画の基本理念とします。この基本理念に基づいて、3つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

《基本理念》

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

3. 基本方針

本計画の基本方針を、「地域コミュニティ参加への理解」、「福祉コミュニティの構築」、「福祉コミュニティの支援」の3つとし、基本方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

1 地域コミュニティ参加への理解

～今、地域コミュニティが必要なワケ～

地域福祉を推進する上の大きな課題として、地域コミュニティの弱体化があります。

あま市においても地域のつながりが薄れてきたと言われて久しいですが、近年自治会への加入率はさらに減少し、受け入れる側の地域の役員も高齢化が進み、担い手不足が起こっています。少子高齢化を背景に、ひとり暮らし高齢者の孤独死、地域での子育て力の低下、災害時の地域防災機能の低下等このままでは、旧来の地域コミュニティは機能せず、危機的状況になると考えられます。

こうした状況を打開するためにも、まずコミュニティの現状についての情報提供を行い、コミュニティ参加への必要性を住民一人ひとりの心に訴えていくことが重要となります。また、地域住民の思いやりや支えあいへの理解を深めるためにも、人権尊重の意識啓発、人権教育等の充実を図り、福祉コミュニティづくりを進めていきます。

2 福祉コミュニティの構築

～地域 みんなが主役、みんなで作る～

国の考える「地域共生社会」のスタンスとして、支援を受ける人、支援をする人を固定化せず、支え手、受け手に分かれることなく、普段福祉サービスを利用している地域住民も含めて地域のあらゆる住民が役割を持つことが求められています。

こうした考え方にに基づき、「地域 みんなが主役、みんなが作る」を合言葉に、一人でも多くの人々が主体的に地域で活動できる環境をつくと同時に、地域住民、ボランティア、民生児童委員、各種団体・グループ等が連携協力する福祉コミュニティづくりを進めていきます。

3 福祉コミュニティへの支援

～みんなが安心して暮らせる地域へ～

福祉コミュニティを構築するためには、対象となるご本人や世帯を「制度」の枠組みで見るのではなく、「暮らし」「仕事」の課題を包括的に支えることが求められています。

そのため、福祉に留まらない課題を把握し、地域、行政、関係機関等が連携して、安心して暮らすことができるように、支援の必要な人を支える体制づくりを進めていきます。

4. 目標

基本理念	基本方針	分野の基本目標
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ	1.地域コミュニティ参加への理解 ～今、地域コミュニティが必要なワケ～	1. 人権尊重の推進
		2. 地域コミュニティ参加への周知・啓発
	2.福祉コミュニティの構築 ～地域みんなが主役、みんなで作る～	1. 担い手をつくる・増やす
		2. 情報共有を図る
		3. 地域での連携・協力体制を構築する
	3.福祉コミュニティへの支援 ～みんなが安心して暮らせる地域へ～	1. 生活環境を充実させる
		2. こころの健康を保つ
		3. 防災・防犯を意識する
		4. 地域みんなで助け合う

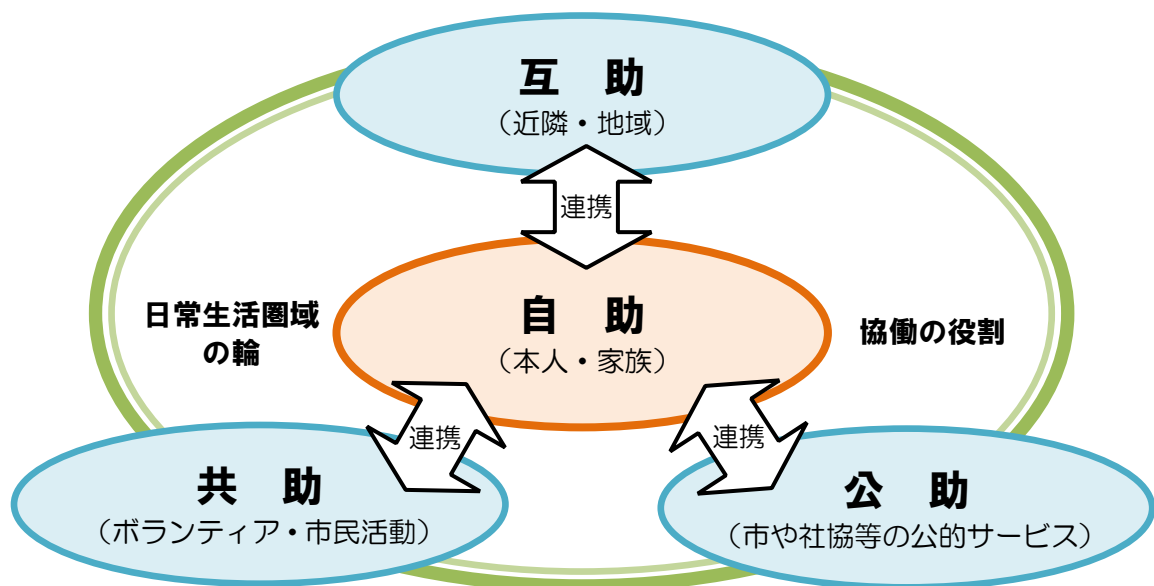
5. 計画推進の担い手

社会福祉法では、地域福祉の対象者として、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯としています。また、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育といった様々な生活課題を把握するとともに、行政等支援関係機関と連携し、課題の解決を図ることが求められています。

担い手としては、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動に関する活動を行う者（ボランティア等）です。支え手と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持つことが必要となります。

市においては、本人や家族でできることは自ら行う「**自助（じじょ）**」、本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力を合わせて解決を図る「**互助（ごじょ）**」、ボランティアや市民活動で解決を図る「**共助（きょうじょ）**」、自助、互助、共助でも解決できないことは、市や社協等の公的サービスを活用して解決を図る「**公助（こうじょ）**」という形による、様々な人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。

《地域福祉を推進する枠組み》



第3章 第2次計画の内容

1. あま市基本計画

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

【施策体系】

基本方針	基本目標
1. 地域コミュニティ参加への理解	(1) 人権尊重の推進
	(2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発

(1) 人権尊重の推進

(施策の方向)

地域コミュニティへの参加を促進するためには、市民一人ひとりの人権が尊重される社会が基本であり、市民に対しては、人権を大切にする豊かな感性、思いやりにあふれた高い人権意識を持つことが求められます。

本市では、2011 年に「あま市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、2012 年には、「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定する等、各分野における人権尊重の取り組みを進めてきました。

今後も人権に係る広報・啓発、人権教育等により地域で思いやり支えあう意識を高め、誰もが地域コミュニティに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

【主な事業・取り組み】

主な事業・取り組み
・人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発 ・人権教育の推進 ・障がいの特性の周知 ・障がい者差別解消法の周知・啓発 ・虐待防止への体制整備 等

(2) 地域コミュニティ参加への周知・啓発

(施策の方向)

あま市では、自治会への加入率は、全般的に低下しており、特に碁目寺地区で顕著に低下がみられます。地域コミュニティの弱体化は、ひとり暮らし高齢者の孤独死、地域での子育て力の低下、災害時の地域防災機能の低下等危機的状況を引き起こしかねません。

こうした状況にならないためにも、まず市民に地域コミュニティ参加への重要性を理解していただくことが必要となります。

そのため、様々な媒体を使って周知・啓発を行い、一人でも多くの人により身近な地域活動や行事への参加を促進していきます。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・あいさつ活動の推進 ・自治会・町内会への加入促進 ・地域活動や行事への参加促進 等

★基本方針 2. 福祉コミュニティの構築

【施策体系】

基本方針	基本目標
2. 福祉コミュニティの構築	(1) 担い手をつくる・増やす
	(2) 情報共有を図る
	(3) 地域での連携・協力体制を構築する

(1) 担い手をつくる・増やす

(施策の方向)

福祉コミュニティの構築のためには、活動の担い手であるボランティアの育成が重要となります。今後は、市社協と連携し、福祉ボランティア講座の修了者が市社協の事業や市の各種福祉事業に参加し、身につけたスキルを活かすことができるように支援体制を確立していきます。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・ボランティア等の人材育成、活動への支援 ・民生委員・児童委員等への支援等 ・老人クラブ等への支援 ・既存資源の活用による地域拠点づくり 等

(2) 情報共有を図る

(施策の方向)

現在はインターネット環境の充実やスマートフォンの普及により、手軽に情報収集し、情報共有できる環境が整ってきましたが、市からの情報は紙媒体のニーズが高くなっています。こうした現状を踏まえて、全年代に対応するため、より見やすい・わかりやすい市広報や社協だよりの充実を図るとともに、特に若い世代に対しては市ホームページや市社協と連携した SNS の情報発信の充実を図ります。

また、福祉サービスに関する情報が入手できない等という人のためにも、相談窓口の周知もあわせて行っています。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・広報・ホームページ等の情報発信 ・福祉サービスに関する相談の充実 等

(3) 地域での連携・協力体制を構築する

(施策の方向)

地域には、自治会や町内会の活動、民生児童委員の活動、社会福祉協議会の活動、ボランティア活動、NPO 法人の活動等様々な活動が行われています。こうした活動について連携・協力体制を構築するためにも、こうした活動をつなぐコーディネーターの存在が重要となってきています。そのため、市と社会福祉協議会が連携し、地域福祉のコーディネートを進めています。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・社会福祉協議会との連携強化 ・民生委員・児童委員等との連携強化 ・NPO 団体・民間事業所等の連携推進 ・地域の見守りネットワークの確立 ・地域包括ケアシステムの構築 等

★基本方針 3. 福祉コミュニティへの支援

【施策体系】

基本方針	基本目標
3. 福祉コミュニティへの支援	(1)生活環境を充実させる
	(2)こころの健康を保つ
	(3)防災・防犯を意識する
	(4)地域みんなで助け合う

(1) 生活環境を充実させる

(施策の方向)

今後高齢者や障がいのある人が日常生活を維持するため、日々の移動手段の確保が課題となっています。そのため、コミュニティバス等の公共交通機関の利便性の向上や移動手段の確保に努めます。

高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちは、すべての人にとって暮らしやすいまちと言えます。そのため、既存施設のバリアフリー化や安全な道路環境の整備等すべての人が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりを進めていきます。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・公共交通機関の充実 ・福祉有償運送等による移動手段の確保 ・既存施設のバリアフリー化の推進 ・安全な道路交通環境の整備推進 等

(2) こころの健康を保つ

(施策の方向)

自殺の原因として、健康問題が多いものの、経済・生活問題といった生活困窮や就労などの社会的要因が指摘されています。また、自殺問題は、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことができる社会的な問題と捉えられます。

本市では、他の課題と同様に地域ぐるみで取り組み、一人でも多くの尊い命を救うことを目標として、こころの健康づくりや市民を対象としたゲートキーパー養成講座等の取り組みを進めていきます。

【主な事業・取り組み】

主な事業・取り組み
・こころの健康づくりに対する相談支援の充実 ・民生委員・児童委員等へのこころの健康づくり研修の実施 ・関係機関等の連携・ネットワークの強化 等

(3) 防災・防犯を意識する

(施策の方向)

風水害や地震等の災害に備え、あま市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、高齢者のひとり暮らし等の避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

普段見守りが必要な人は災害時に支援が必要な人と対象が重なるため、日頃の福祉の見守りや声かけが災害時にも生きると考えられます。現在、あま市の中で、自治会が避難行動要支援者名簿を管理し、その情報をもとに日々の見守りにつなげるモデル地区の取り組みが進められており、他の地域への波及が期待されます。

本市では、地域主体の取り組みを支援するとともに、防災パンフレット等を用いて災害時の自助・共助の取り組みを市民に紹介し、地域の助け合いの重要性を周知していきます。防災と同様に通学時の子どもの見守り等防犯の取り組みも、地域主体で実施していきます。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・自主防災組織の育成推進 ・自主防災組織・ボランティアとの連携推進 ・避難行動要支援者制度の充実 ・地域防犯対策の推進 ・子どもの見守り支援 等

（４）地域みんなで助け合う

（施策の方向）

地域福祉の考え方として、人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育等広範囲に及びますが、従来のように対象となるご本人や世帯を「制度」の枠組みで見るのではなく、「暮らし」「仕事」の課題を包括的に支えることが求められています。

そのため、福祉に留まらない課題を把握し、地域、行政、関係機関等が連携して、支援の必要な人をみんなで助け合う包括的な支援体制づくりを進めていきます。

【主な事業・取組み】

主な事業・取組み
・福祉・保健等サービスの充実 ・生活困窮者への相談・自立支援 ・子どもの貧困対策の充実（子ども食堂等） ・地域住民、関係課、専門機関との連携 等 ・日常生活自立支援事業の推進 ・成年後見制度の普及促進 等

■第2部 第2次あま市社会福祉協議会地域福祉活動計画■

第1章 計画策定にあたって

1. 社会福祉協議会の概要

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法の第109条に基づいて、地域の皆様や福祉、保健、医療の関係者、ボランティア、行政機関の協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち」の実現を目指して活動する民間の社会福祉団体です。社協では、住民の皆様からお寄せいただいた会費や寄附金、赤い羽根共同募金の配分金、補助金によって支えられ社会福祉事業を実施しています。

(2) あま市社協発足の経緯

平成22年3月23日七宝町・美和町・甚目寺町3町の社協が合併して、社会福祉法人あま市社協が誕生いたしました。

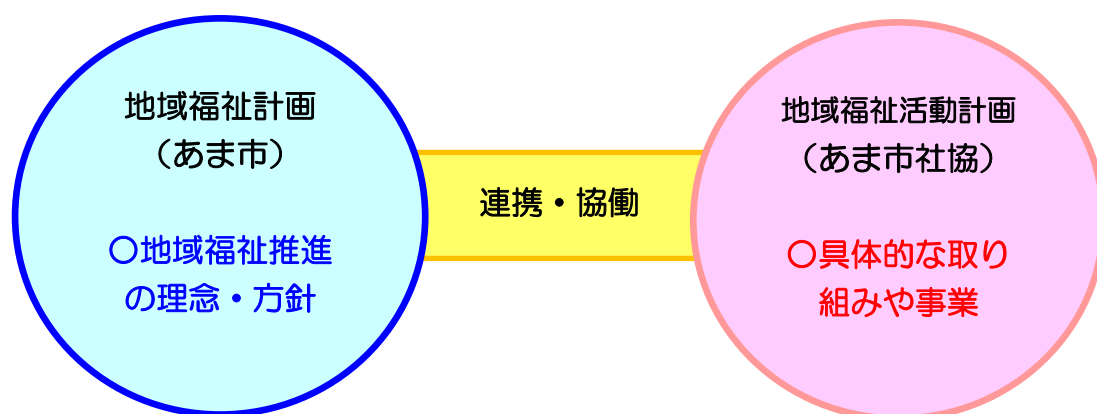
2. 地域福祉活動計画策定について

市社協では、市の「地域福祉計画」と一体的に「地域福祉活動計画」（平成26年度～平成30年度）を策定し、地域に密着した施策、事業を展開してきました。また、市の地域福祉の基本理念・基本目標に沿って6つの重点目標を掲げ、日頃の市民の地域福祉活動に対する支援やネットワークづくり、災害発生時等の支援体制の整備等に努めてきました。

平成30年度に、市の地域福祉計画と同様に、地域福祉活動計画も見直しの時期を迎え、今まで実施してきた事業の評価や地域福祉の団体などのヒアリングなどで住民の意見収集を行い、地域の福祉課題を踏まえた新たな地域福祉活動計画を策定します。

策定にあたっては、市地域福祉計画と市社協地域福祉活動計画は地域福祉を推進する“車の両輪”として機能するように、十分に連携を図りながら策定します。

《地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係図》



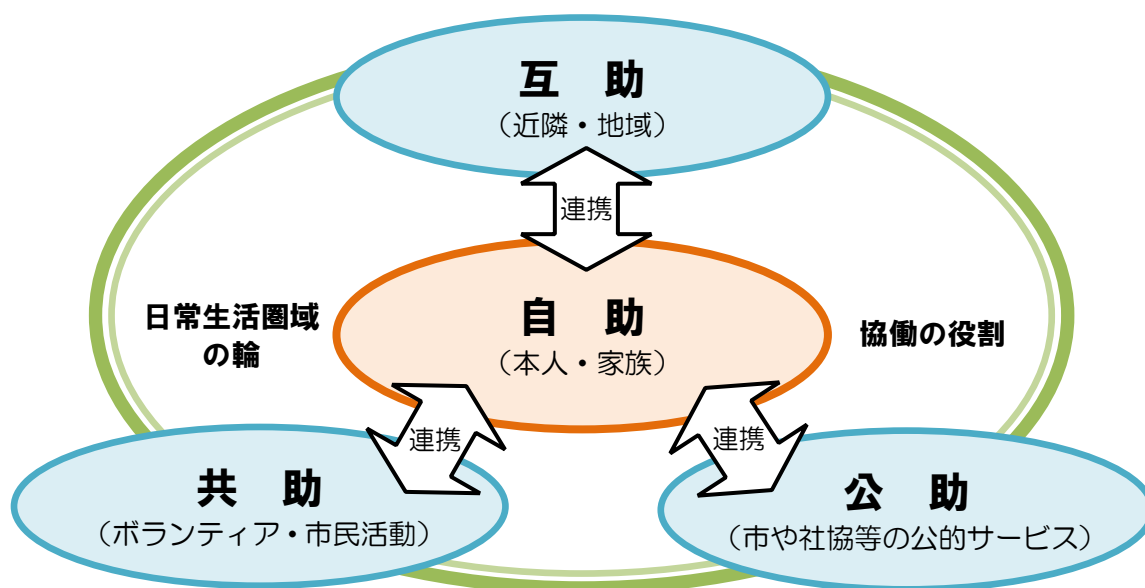
3. 地域福祉活動計画の基本的な考え方

「地域福祉」とは、「それぞれの地域において、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人もすべての人々が安心して暮らせるよう、市民が主体となって社会福祉事業所、行政等が協力・連携し、地域の福祉課題の解決に取り組むこと」です。

地域福祉の推進にあたって、社協が中心的な役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う者（個人・グループ・団体など）、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス提供など）を経営する者及び行政機関などと協力し、福祉のまちづくりを進めるための行動計画が「地域福祉活動計画」です。

地域福祉活動計画においては、地域における「相互扶助」の考え方が重要となります。そのため、本人や家族でできることは自ら行う「自助（じじょ）」、本人だけで解決できないことは、近隣や地域の中で力を合わせて解決を図る「互助（ごじょ）」、ボランティアや市民活動で解決を図る「共助（きょうじょ）」、自助、互助、共助でも解決できないことは、市や社協等の公的サービスを活用して解決を図る「公助（こうじょ）」という形による、様々な人や組織、行政が連携した一体的な地域福祉を推進していきます。

《地域福祉を推進する枠組み（再掲）》



4. 計画の位置づけ

社協は社会福祉法の第 109 条の中で地域福祉の推進を図る団体として位置付けられています。地域福祉活動計画は、地域福祉実施の実効性を高めるため「地域福祉計画」と一体的に策定します。

5. 計画の期間

本計画は、地域福祉計画と同様に 2019 年度から 2023 年度までの 5 か年の計画です。本市を取り巻く社会情勢や地域の状況が大きく変化した場合には、見直しを行うこととします。

《計画期間》

2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第2次地域福祉活動計画									
			見直し		第3次地域福祉活動計画				

6. 計画の策定体制

(1) 策定委員会の設置

保健・医療関係代表者、社会福祉関係代表者、高齢福祉関係代表者、児童福祉関係代表者、教育関係代表者、学識経験者などで構成される「あま市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査・団体アンケート調査の実施

市と共同で、市民の意見や要望等を聞くことを目的とした「あま市地域福祉に関するアンケート調査」及び、ボランティア、NPO、関係福祉団体等から、地域に対する意識や今後の地域福祉に対する考え方等を聞くことを目的とした「団体アンケート調査」を実施しました。

(3) 地域懇談会の実施

市と共同で地域における日常生活上の課題や、課題についての解決するアイデアについて住民同士で話し合うことを目的に「地域懇談会」を開催しました。

(4) パブリックコメントの実施

市の広報・ホームページにより、計画策定にあたってのご意見及び情報を広く市民から募集します。

募集期間：平成 30 年 月 日～平成 30 年 月 日

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

市社協では、計画の基本理念を市の地域福祉計画と共有し「あまでつくる 新たな福祉コミュニティ」とします。この基本理念に基づいて、4つの基本的な方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

あまでつくる 新たな福祉コミュニティ

2. 基本方針

市の基本理念、基本方針に沿って、社協の4つの基本方針を定め、関連する分野別の基本目標を設定します。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画の基本理念・基本方針関連図》

第2次地域福祉計画 (あま市)		第2次地域福祉活動計画 (あま市社協)
基本理念		
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ		
基本方針	対応	基本方針
1.地域コミュニティ参加への理解 ～今、地域コミュニティが必要なワケ～	↔	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！
2.福祉コミュニティの構築 ～地域 みんなが主役、みんなでつくる～	↔	2. みんなで支え合い、共生のまちづくりをめざそう！
3.福祉コミュニティへの支援 ～みんなが安心して暮らせる地域へ～	↔	3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！
		4. さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

1 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！

地域にはどんな人が暮らしているのか、何で困っているのか、地域ではどんな活動しているのか等、地域の現状に関心を持った時、それは地域福祉の理解への第一歩となります。本会では、高齢者や障がい者の地域生活等の課題を多くの人に知っていただくために、小中学校等における福祉教育の機会提供、福祉出前講座などの事業の展開を図ります。また、地域の交流や活動を活発化するために地域懇談会の実施を検討していきます。

2 みんなで支えあい、共生のまちづくりをめざそう！

みんなで支えあう共生のまちづくりのポイントとして、市民の誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりが重要となります。そのため、市民のボランティアニーズとボランティアの必要な人をつなげるボランティアセンターの機能強化を進めていきます。

多くの市民にボランティアや地域福祉活動に興味を持っていただくためにも、社協だより、ホームページ、SNS 等様々な媒体での情報提供の充実を図ります。

3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！

社協はサービス提供事業者として、今後も介護保険や障がい福祉サービス等の福祉サービスの提供の充実を図ります。また、地域には、経済的な問題を抱えて困っている人、日常生活に不安を抱え支援が必要な人、高齢で単独の外出ができない人等支援の必要人がいます。本会では、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な困りごとに対する支援の充実を図っていきます。

4 さらなる地域福祉推進のため、社協の体制を強化します！

本会の事業は、日々の福祉サービスから、もしもの時のセーフティネットの役割まで多岐にわたっています。また、平成 30 年 4 月から地域包括支援センター事業を受託し、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるような相談・支援の拠点としての役割を担う等地域に密着した事業展開を進めています。

本会は今後も公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として、住民やボランティアの方々の一層の協力を得ながら、真に必要とされる事業の充実を図っていきます。そのため、現状の事業を検証し、社協のやるべき事業、民間事業者ができる事業等今後実施すべき事業の検討を進めていきます。また、運営基盤の強化として、会員の確保が重要であり、住民に対して、社協事業の成果のフィードバック等を常に行い、社協活動への理解を深めていきます。

3. 基本目標

基本理念	基本方針	基本目標
あまでつくる 新たな福祉コミュニティ	1. 地域福祉を理解し、様々な交流や活動へ参加しよう！	1. 啓発活動・福祉教育の推進
		2. 地域のつながりづくりの推進
	2. みんなで支えあい、共生のまちづくりをめざそう！	1. 支えあいのまちづくりの推進
		2. 情報提供・相談支援体制の充実
		3. 見守り・支えあいのネットワークづくりの推進
	3. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくろう！	1. 移動手段の確保
		2. こころの健康づくりの推進
		3. 防災・防犯の推進
		4. 福祉サービス・権利擁護の充実
	4. さらなる地域福祉推進のため社協の体制を強化します！	1. 法人運営の強化

■第3部 成年後見制度における市計画■

■資料編■

○計画の策定体制

▼策定委員会の設置

▼市民アンケート調査

▼団体アンケート及び団体ヒアリング調査

▼地域懇談会の実施

▼パブリックコメントの実施

○用語説明

【社会福祉法(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。